

お客さま各位

2023年6月2日現在
株式会社 日本旅行

渡航準備から帰国までのご案内

この度は弊社募集型企画旅行にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨公表されたことを踏まえ、
4月29日午前0時以降、日本帰国(入国)時の水際措置が大きく緩和されました。

下記注意事項をご確認いただいたうえでお申し込みください。

※いずれも6月2日現在の日本居住の日本国籍者の渡航に対する情報となります。

※訪問国及び日本における以下の各種書類・検査等を必ず確認のうえ、手続きはお客様ご自身にて行ってください。

また、諸経費はお客様のご負担となります。

※出入国に伴う情報は頻繁に更新・変更されますので、必ず最新の情報をご自身でご確認ください。

グアム旅行の準備・手続き

◎グアム旅行に必要な条件・書類など

日本発→グアム入国時

- ①グアム電子税関申告書
- ②ESTA(電子渡航認証システム)登録
または、I-736(出入国カード)の記入

グアム発→日本入国時

**4月29日以降に日本に入国する場合には、有効な
ワクチン接種証明書又は出国前検査証明書の提示は
不要となりました。**

※新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある方については、
入国時検査を実施します。

※検査結果が陽性の場合、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する
宿泊療養施設等での療養が必要になります。

日本出発前

▶グアム旅行に必要な書類について

グアム政府観光局「グアムへの入国について」をご覧ください。

<https://www.visitguam.jp/entryintoguam/>



【必須】

[出発までに] グアム電子税関申告書

グアムデジタル税関申告書(GUAM ELECTRONIC DECLARATION FORM)は、
到着するすべての乗客がグアム島に入る前に記入する必要があるデジタルの申告書です。

お客様の安全と利便性のために、このフォームはご到着の72時間前から申請可能です。

グアム州観光局「グアムデジタル税関申告書」をご覧ください。

<https://www.visitguam.jp/planning/edf-jp/>



【必須】

[事前に] ESTA(アメリカ電子渡航認証システム)の取得または、I-736(出入国カード)の記入【滞在90日以内】

■ESTA(アメリカ電子渡航認証システム)の取得について

[ご注意]※ESTAを取得される場合は出発の72時間前までに申請してください

《滞在が45日以内の方》

グアムに短期商用・観光目的での渡航予定で「グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム」を
利用して入国する場合、ESTAの事前申請は必要ありません(ただし、最大45日までの滞在となります)。

ですが、スムーズな入国の為にも取得しておくことをお勧めいたします。

《滞在が46~90日以内の方》

※事前にESTAの認証を取得していない場合、航空機等への搭乗や米国への

入国を拒否されますので御注意ください。

<https://esta.cbp.dhs.gov/>



■I-736(出入国カード)の記入及び提出

ESTAを取得されていない全ての方が対象となります。

下記の①または②のいずれかの方法でお手続きください。

- ①渡航前にオンライン(英語のみ)でI-736をご登録頂き、プリントアウトしたものにサインをして
入国検査係官に提出してください。

※ご出発7日前~ご出発日に印刷したものをご利用ください。

7日より早く印刷した物は無効となります。

<https://i736.cbp.dhs.gov/i736/#!/home>



- ②機内で配られるI-736の用紙にご記入頂き、入国検査係官に提出してください。

【推奨】

[出発までに] 海外旅行保険の加入

新型コロナウイルスによる疾病を含む海外旅行中の医療費を全額カバーする、十分な補償が組み込まれた海外旅行保険に加入されることを強くお勧めいたします。

※新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いとされる基礎疾患をお持ちの方は、事前に主治医にご相談されることをお勧めいたします。

【推奨】

[出発までに] たびレジの登録

外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス

「たびレジ」にご登録ください。

外務省「たびレジ」をご覧ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



日本帰国時

【推奨】

Visit Japan Webでのファストトラック(検疫手続)登録は廃止されました。

入国手続き「入国審査」「税関申告」をウェブで行うことができるサービスは継続しております。

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>

